担水器	担当課 処分庁 法令名 根拠条項				審査基準							理期間	備考
担当床	207771	בין בי	似灰木头	項 正配可等の事項	設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	liii, Δ
商工観光労働企 画課	商工観光労働企 画課	中小企業等協同組合法	第27条 の2第1 項	協同組合等の設 立認可	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
商工観光労働企画課	商工観光労働企 画課	中小企業等協同組合法	第42条 第8項に おいて 準用す る第48 条	組合員による役員 改選のための総会 招集に関する承認	未設定				法令に基準あり	設定済み	5日		
商工観光労働企 画課	商工観光労働企 画課	中小企業等協同組合法	第48条	組合員による総会 招集に関する承認	未設定				法令に基準あり	設定済み	5日		
商工観光労働企画課	商工観光労働企 画課	中小企業等協同組合法	第55条 第6項に おいて 準用す る第48 条	組合員による総代 会招集に関する承 認	未設定				法令に基準あり	設定済み	5日		
商工観光労働企 画課	商工観光労働企 画課	中小企業等協同組合法	条第8 項にお いて準 用する 第48条	組合員による役員 改選のための総代 会の招集に関する 承認	未設定				法令に基準あり	設定済み	5日		
商工観光労働企画課	商工観光労働企 画課	中小企業等協同組合法	第82条 の10に準 いてする 第48条	中央会会員による 総会招集に関する 承認	未設定				法令に基準あり	設定済み	5日		
商工観光労働企画課	商工観光労働企 画課	中小企業等協同組合法	第82条 の11第 2項にお いて準 用する	中央会会員による 総代会招集に関す る承認					法令に基準あり	設定済み	5日		
商工観光労働企 画課	商工観光労働企 画課	中小企業等協同組合法	第51条 第2項	協同組合等の定 款変更認可	設定済み	定款参考例	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	5日		
商工観光労働企画課	商工観光労働企 画課	中小企業等協同組合法	第82条 の10第 4項にい て準る 51条 2項	県中小企業団体 中央会の定款変 更認可	未設定				法令に基準あり	設定済み	5日		

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	項 許認可等の事項	審査基準						標準処理	里期間	備考
担当味					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	7排行
商工観光労働企画課	商工観光労働企 画課	中小企業等協同組合法	第66条 第1項		未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
商工観光労働企画課	商工観光労働企 画課	中小企業等協同組合法		県中小企業団体 中央会の設立認 可	未設定				法令に基準あり	設定済み	25日		
商工観光労働企画課	商工観光労働企 画課	中小企業等協同組合法	第57条 の2	火災共済協同組 合の事業方法書 等の変更認可	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
商工観光労働企画課	商工観光労働企 画課	中小企業等協同組合法	第62条 第4項	火災共済協同組 合等の解散の認 可	未設定				先例なく設定困難	設定済み	31日		
商工観光労働企 画課	商工観光労働企 画課	中小企業団体の組織に関する 法律	第5条 の7第2 項	協業組合の需給 構造等の変化によ る事業転換に関す る認可	未設定				先例なく設定困難	設定済み	5日		
商工観光労働企 画課	商工観光労働企 画課	中小企業団体の組織に関する法律	1項	協業組合の設立 認可	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
商工観光労働企 画課	商工観光労働企 画課	中小企業団体の組織に関する法律	第5条 の23項 い 明 は 日 は 日 は 日 は 合 は 名 は き る 組 に す の は る れ る れ る れ る れ る れ る れ る れ る れ る れ る	協業組合の組合 員による総会招集 に関する承認	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
商工観光労働企 画課	商工観光労働企 画課	中小企業団体の組織に関する法律	第55条第5 3項です同法条 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11	協業組合の定款 変更認可	未設定				その他	設定済み	5日		
商工観光労働企 画課	商工観光労働企 画課	中小企業団体の組織に関する法律	第55 第53 4項です同法条 1項でする組第第 100 100 100 100 100 100 100 1	協業組合の合併 認可	未設定				法令に基準あり	設定済み	5日		
商工観光労働企画課	商工観光労働企 画課	中小企業団体の組織に関する 法律	第9条	商工組合の設立 に関して特別の地 域を地区とするこ とについての承認	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		

担当課 処分庁 法令名				勇 許認可等の事項	審査基準						標準処理	備考	
坦当床	2011	дта	根拠条項	項 正応可寺の争項	設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	Cr. HII
	商工観光労働企 画課	中小企業団体の組織に関する法律	第42条 第1項	商工組合又は商 工組合連合会の 設立の認可	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
商工観光労働企画課	商工観光労働企 画課	中小企業団体の組織に関する法律	第23年の祖第第お準る第47項です同法条にする第2年の日本の第2年の日本の第2年の日本の第2年の日本の第2年の日本の第2年の日本の第2年の日本の第2年の日本の第2年の日本の第2年の日本の日本の第2年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	役員改選のため の総会の招集に関 する承認	未設定				法令に基準あり	設定済み	5日		
商工観光労働企画課	商工観光労働企 画課	中小企業団体の組織に関する法律	第47条第2項に対しては、第48条に対しては、第48条に対しては、第48条条を対しては、第48条を対しには、第48条をがもには、第48条を対しには、第48条を対しには、第48条を対しには、第48条を対しには、第48条を対しには、第48条を対しには、第48条を対しには、第48条を対しには、第48条を対しには、第48条を対しには、第48条を対しには、第48条を対しには、第48条を対しには、第48条を対しには、第48条を対しには、第48条を対しには、第48条を対しには、第48条をははは、第48条をははなるものをはないにはなるものをはないとはなるものをはないとはなるものをはなるものとはなるものをはなるとはなるものをはなるとはなるも	総会の招集の承認	未設定				法令に基準あり	設定済み	5日		
	商工観光労働企 画課	中小企業団体の組織に関する法律	第47条に 第2項です同法条 1951項	定款の変更の認可	未設定				その他	設定済み	5日		
	商工観光労働企 画課	中小企業団体の組織に関する法律	第47年の組第第3年の第47項では、第45年の開協会55項です法条には、14年の148年の第48年の第48年の第48年の第48年の第48年の第48年の第48年の第	総代会の招集の承認	未設定				法令に基準あり	設定済み	5日		
	商工観光労働企画課	中小企業団体の組織に関する法律		役員改選のため の総代会の招集に 関する承認	未設定				法令に基準あり	設定済み	5日		

+□ w ==	処分庁	法令名	根拠条項	条項 許認可等の事項	審査基準						標準処	理期間	備考
担当課					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	佣务
商工観光労働企画課	商工観光労働企画課	中小企業団体の組織に関する 法律	第47条 第3項 お準 協合 1 第1項 第1項	組合の合併の認 可	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
商工観光労働企 画課	商工観光労働企 画課	中小企業団体の組織に関する 法律	第95条 第4項	協同組合等の協 業組合への組織 変更の認可	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
商工観光労働企画課	商工観光労働企 画課	中小企業団体の組織に関する 法律	第96条 第5項	商工組合の事業 協同組合への組 織変更の認可	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
商工観光労働企画課	商工観光労働企画課	中小企業団体の組織に関する法律	第97条 第2項に お用 第96 条第5 項	事業協同組合の 商工組合への組 織変更の認可	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
商工観光労働企 画課	商工観光労働企 画課	商店街振興組合法	第36条 第1項	設立の認可	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
商工観光労働企画課	商工観光労働企 画課	商店街振興組合法	第55条 第5項に おいて 準用す る第59 条	組合員による役員 改選のための総会 の招集の承認	未設定				法令に基準あり	設定済み	5日		審査基準については、個別の判断 を要するので設定は困難
商工観光労働企画課	商工観光労働企 画課	商店街振興組合法	第59条	組合員による総会 の招集の承認	未設定				法令に基準あり	設定済み	5日		
商工観光労働企画課	商工観光労働企 画課	商店街振興組合法	第62条 第2項	定款変更の認可	未設定				法令に基準あり	設定済み	5日		
商工観光労働企画課	商工観光労働企 画課	商店街振興組合法	第73条 第3項	組合の合併認可	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
商工観光労働企画課	商工観光労働企 画課	商工会法	第55条 の15で 準用す る第23 条第1 項	商工会連合会の 設立認可	未設定				申請見込みなく設定の実益なし	未設定		申請見込みなく設定の実益なし	
商工観光労働企画課	商工観光労働企 画課	商工会法	第58条 第4項で 準用す る第42 条第5 項	商工会連合会総 会の招集承認	未設定				法令に基準あり	設定済み	5日		

担当課	処分庁	法令名	坦伽冬百	許認可等の事項	審査基準						標準処	理期間	備考
担当床	処力门	本 节在	似贬未多	計談り寺の争項	設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由)拥 行
商工観光労働企画課	商工観光労働企 画課	商工会法	第58条 第4項で 準用す る第44 条第2 項	商工会連合会定 款変更の認可	未設定				法令に基準あり	設定済み	5日		
商工観光労働企画課	商工観光労働企 画課	商工会議所法	第7条 第2項	特定商工業者基 準の引上げの許可	未設定				先例なく設定困難	設定済み	5日		
商工観光労働企画課	商工観光労働企 画課	商工会議所法	第10条 第2項	法定台帳作成期 間延長の承認	未設定				先例なく設定困難	設定済み	5日		
商工観光労働企画課	商工観光労働企 画課	商工会議所法	第12条 第1項	特定商工業者負 担金賦課の許可	設定済み	昭和44年10月13日付け 44企局第2030号企業局 長発通商産業局長宛 「商工会議所法に係る委 任事務の取扱いについ て」	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	5日		審査基準については、個別の判断 を要するので設定は困難
商工観光労働企画課	商工観光労働企 画課	商工会及び商工会議所による小 規模事業者の支援に関する法律	第5条 第1項 ~第3 項	事業継続力強化 支援計画の認定		事業継続力強化支援計 画審査要領、申請ガイド ライン	ホームページ	https://www.pref.oita.jp /soshiki/14000/jigyouke izokuryokushien.html		設定済み	15日		
商工観光労働企 画課	商工観光労働企 画課	商工会及び商工会議所による小 規模事業者の支援に関する法律		事業継続力強化 支援計画の変更 認定		事業継続力強化支援計 画審査要領、申請ガイド ライン	ホームページ	https://www.pref.oita.jp /soshiki/14000/jigyouke izokuryokushien.html		設定済み	5日		